

サービス区分「介護予防支援」の取扱いについて  
(静岡県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金)

本補助金において、居宅介護支援事業所が介護予防支援の申請を検討している場合に、補助金の申請についてどのように行うべきか、という問い合わせが多くあるため追加情報を提供する。

(問)

居宅介護支援事業所において、地域包括支援センターから介護予防ケアプランの作成の委託をうけている。今回の補助金について、「介護予防支援」が対象となっているため、対象種別について補助金の申請をしたいと考えている。この場合の「介護予防支援」の申請方法はどのようにしたらよいか。

(答)

県から厚生労働省に問い合わせたところ、『「介護予防支援」について、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ介護予防ケアプランの作成の委託を行っている場合、補助金の申請者及び被交付者は、実際の業務を行っている居宅介護支援事業所ではなく、地域包括支援センターとして「指定を受けている者」になる。

そのため、各市町により形態が異なることが想定されるが、各市町が指定を受けている場合は各市町が申請者となる。また、各市町が地域包括支援センターの運営を委託しており、委託先である社会福祉法人等が指定を受けている場合は、委託先の社会福祉法人等が申請者となる。』とのことであった。

なお、補助金の被交付者である地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への具体的な補助金の再配分方法については、厚労省にて整理中であり、本件に関する補助金の申請期限や、その他取扱については別途お知らせする。